特定空家等の除却命令の公告

下記特定空家等の所有者等が確知できないため、期限までに下記措置が行われない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第10項の規定により、下記のとおり措置を行うことを公告する。

令和８年２月２日　　敦賀市長　米澤　光治

１　対象となる特定空家等

所在地　福井県敦賀市舞崎52号4番地１

用　途　居宅

２　措置の内容　当該建築物の除却等

当該建築物等をそのまま放置すれば倒壊等により周辺の生活環境の保全が図られなくなるおそれがあることから、建築物を除却し、及びその敷地に放置されている動産等を搬出して適法に処理すること。

３　措置の期限　令和８年２月28日

期限までに所有者等による措置が行われない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「措置実施者」という。）が当該措置を講じることとする。なお、当該措置後所有者等が確知された場合は、当該措置に要した費用を徴収する。

４　動産等の取扱い

市長又は措置実施者が３の措置を行うときは、本件特定空家等の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去、処分する。動産等に権利を主張しようとする者は、３の期限までに６の担当課まで通知すること。

５　敦賀市役所掲示場への掲示

この公告の内容については、敦賀市公告式条例第２条第２項に規定する敦賀市役所掲示場において掲示する。

６　担当課

住所　敦賀市中央町２丁目１番１号

所属　敦賀市建設部住宅政策課空き家対策室

連絡先　0770―22―8141